



災害時福祉避難所

4 法人と協定を締結しました



大規模地震や風水害などの災害時に配慮が必要な高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などの「要配慮者」が安心して避難できるよう、福祉施設を運営する4 法人と福祉避難所の開設・運営に関する協定を結び、6 施設を「福祉避難所」としました。

平成27年度は、市と福祉避難所となる施設が協力して、防災訓練を実施したり、施設に管理を依頼する福祉避難所用の防災用品を購入するなど、皆さんが災害時に安心して避難生活を送れるように整備を進めていきます。

福祉避難所

災害時に指定避難所での避難生活が困難な要配慮者を対象に特別な配慮がされた避難所

要配慮者

一般の避難所では生活することが困難な方のこと。(例)介護が必要な高齢者や障がい者(身体、知的、精神)、妊産婦、乳幼児、難病患者など
※災害発生時には、要配慮者も一旦指定避難所に避難し、その後避難者の状態に応じて福祉避難所を利用することになります。

法人名（順不同）	施設名
医療法人 碧会	老人保健施設 こもれびの里・高浜 論地町三丁目6-16
社会福祉法人 昭徳会	特別養護老人ホーム 高浜安立荘 芳川町一丁目2-73
	授産所 高浜安立 向山町六丁目1-1
社会福祉法人 同善福社会	チャレンジサポート たかはま 沢渡町四丁目6-26
社会福祉法人 高浜市社会福祉協議会	中央保育園 稗田町二丁目3-7
	高浜南部保育園 田戸町三丁目5-26

これまで、災害時要援護者登録制度により、高齢者や障がい者の方々の避難支援対策を進めてきましたが、災害対策基本法が改正され(平成26年4月1日施行)、今後は避難行動要支援者登録制度に移行し、支援体制をより強化していきます。

災害発生時において自力での避難が難しく、避難行動をとることに特に支援が必要とされる対象者には、3月下旬にお知らせしますので、登録してください。



問合せ先 いきいき広場内地域福祉グループ ☎ 52-9871